

国不建技第 94 号  
令和 6 年 9 月 19 日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
(公印省略)

#### 技術検定に係る実務経験証明に関する注意喚起について

標記につきましては、「技術検定に係る実務経験証明に関する注意喚起について」(令和 2 年 11 月 27 日付け国不建第 249 号)において、技術検定の受検申請時に実務経験の証明を厳格に行って頂くよう要請したところです。(別紙参照)

具体的には、技術検定は、建設業者が工事現場に配置する監理技術者や主任技術者になることができる施工管理技士の資格を与える国家試験であり、建設業法上の技術者制度において中心的な役割を担っていることから、技術者資格の不正取得は、建設工事の適正な施工の確保に対する国民の信頼を揺るがしかねないことであること、また、技術検定において不正受検が連続して発生したことを踏まえ設置した「技術検定不正防止対策検討会」の提言において不正受検防止対策が盛り込まれ、実施可能なものから対策を実施することをお伝えしました。

その後、不正受検防止対策について、悪質な不正に対するペナルティの強化や、所属企業ごとに実務経験の証明を求める方法への見直し等を、順次行ってきています。

実務経験証明書において虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者として配置している場合、建設業法上の処分・告発の対象になり得ることを踏まえ、貴職におかれましては、貴団体参加の会員企業に対し、改めて、技術検定の受検申請時に実務経験を証明する際の確認方法について点検するとともに、引き続き厳格な確認を行っていただくよう、周知願います。

以上

(別紙)

国不建第249号  
令和2年11月27日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

### 技術検定に係る実務経験証明に関する注意喚起について

建設業法第27条に基づく技術検定については、「技術検定に係る実務経験証明書に関する注意喚起について」（令和元年12月18日付け国土建第383号）において、技術検定の受検申請時に実務経験の証明を厳格に行うよう要請したところですが、この度、新たに、会社の指示の下、所定の実務経験を充足していない状況で技術検定を受検し、資格を不正に取得していた疑義のある事案が発覚しました。

技術検定は、建設業者が工事現場に配置する監理技術者や主任技術者になることができる施工管理技士の資格を与える国家試験であり、建設業法上の技術者制度において中心的な役割を担っています。技術者資格の不正取得は、建設工事の適正な施工の確保に対する国民の信頼を揺るがすこととなります。

貴職におかれましては、貴団体参加の会員企業に対し、あらためて、技術検定の受検申請時に実務経験を証明する際の確認方法について点検し、実務経験の重複計上等が生じることのないよう、厳格な確認を行っていただくよう周知願います。

また、実務経験証明書において虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者として配置している場合、建設業法上の処分・告発の対象になり得ることに留意願います。

なお、国土交通省では、技術検定において不正受検が連続して発生したことを踏まえ、令和2年8月4日に有識者による「技術検定不正受検防止対策検討会」を設置し、再発防止対策について検討を行ってまいりました。

この度、令和2年11月10日に同検討会の提言がとりまとめられたところです。本提言では「理解不足による申請ミス防止対策」「受検者及び証明者による虚偽申請の抑止」の2つの観点から、9つの不正受検防止対策が盛り込まれました。

今後、指定試験機関と協力し、令和3年度の受検申請からチェックリストを導入するなど、実施可能なものから対策を実行するとともに、悪質な不正に対するペナルティの強化や、所属企業ごとに実務経験の証明を求める方法への見直しなど、対策の具体化が必要なものについても、導入に向け速やかに検討に着手していくこととしています。（別添資料参照：令和2年11月10日 国土交通省記者発表資料）